

1 貸切によらない使用

(1) 個人使用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）			（参考）現利用料		
	個人	水泳教室	回数券 （6枚）	個人	水泳教室	回数券 （6枚）
小学校児童及び中学校生徒	260	130	1,280	220	110	1,110
高等学校生徒並びに高等専門学校 及び大学の学生	450	230	2,240	390	200	1,940
一般	640	330	3,190	550	280	2,770

備考

- 1 水泳教室とは教育機関等が主催して行うものとする。

(2) 定期券（1年間有効）

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）			（参考）現利用料		
	定期券			定期券		
	競技者	普通利用者	健康づくり	競技者	普通利用者	健康づくり
小学校児童及び中学校生徒	5,110	10,220	14,200	4,440	8,880	12,340
高等学校生徒並びに高等専門学校 及び大学の学生	8,930	17,850		7,760	15,520	
一般	12,750	25,490		11,080	22,160	

備考

- 1 定期券は全館貸切使用されている日は利用することができない。
- 2 競技者定期券とは秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる定期券。
- 3 普通利用者定期券とは競技者を除き使用できる定期券。
- 4 健康づくり定期券とは土日祝日を除く午前10時から午後4時までに限って使用できる定期券。

2 貸切使用する場合の利用料

(1) 施設の利用料（アマチュアスポーツに使用する場合）

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）			（参考）現利用料金		
	1コース（1時間）	全面（1時間）	全面（1日）	1コース（1時間）	全面（1時間）	全面（1日）
50Mプール	2,540	12,740	71,290	2,210	11,070	61,990
25Mプール	1,590	6,380	35,650	1,380	5,540	31,000
飛込プール	1,590	6,380	35,650	1,380	5,540	31,000

備考

- 1 コース貸切は、アマチュアスポーツに使用する場合に限り適用する。
- 2 1日とは午前10時から午後5時までとする。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は1時間に切り上げる。

(2) 施設の利用料（その他の催物に使用する場合）

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）				（参考）現利用料金			
	平日		土曜・日曜・休日		平日		土曜・日曜・休日	
	全面（1時間）	全面（1日）	全面（1日）		全面（1時間）	全面（1日）	全面（1日）	
50Mプール	38,200	213,880	50,930	285,170	33,210	185,980	44,280	247,970
25Mプール	19,110	106,710	25,470	142,590	16,610	92,790	22,140	123,990
飛込プール	19,110	106,710	25,470	142,590	16,610	92,790	22,140	123,990

備考

- 1 入場料を徴収する場合、または営利目的の使用に場合は上記の金額の2倍の額とする。

(3) 附属設備等の利用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合
会議室	1時間につき 960	1時間につき 1,280	1時間につき 830	1時間につき 1,110
審判装置	競泳競技用	1時間につき 1,150	1時間につき 1,530	1時間につき 1,330
	シンクロナイズドスイミング 競技用	1時間につき 290	1時間につき 380	1時間につき 330
	水球競技用	1時間につき 290	1時間につき 380	1時間につき 330
	飛込競技用	1時間につき 290	1時間につき 380	1時間につき 330
放送設備	1時間につき 490	1時間につき 640	1時間につき 420	1時間につき 550
大型表示装置	1時間につき 1,910	1時間につき 2,550	1時間につき 1,660	1時間につき 2,210

備考

- 1 入場料を徴収する場合、または営利目的の使用に場合は上記の金額の2倍の額とする。

(4) 照明設備利用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）				（参考）現利用料金			
	利用料の額（1時間につき）				利用料の額（1時間につき）			
	アマチュアスポーツに 使用する場合		その他の催物に 使用する場合		アマチュアスポーツに 使用する場合		その他の催物に 使用する場合	
	全灯	1/2減灯	全灯	1/2減灯	全灯	1/2減灯	全灯	1/2減灯
50M・飛込プール	3,120	1,680	4,160	2,240	2,710	1,460	3,610	1,940
25Mプール	920	430	1,210	560	800	370	1,050	480

3 県立総合プールの施設（前記1及び2を除く。）の利用料

区分	利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）		
建物の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格 に100分の8.8を乗じて得た額	—	—

備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 利用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。